

立川都市計画道路3・2・10号緑川通り線 および用途地域等の変更素案説明会

令和5年11月
まちづくり部都市計画課

1. 都市計画変更予定箇所について
2. 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について
3. 変更素案について
4. 今後のスケジュールについて

1. 都市計画変更予定箇所について

2. 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

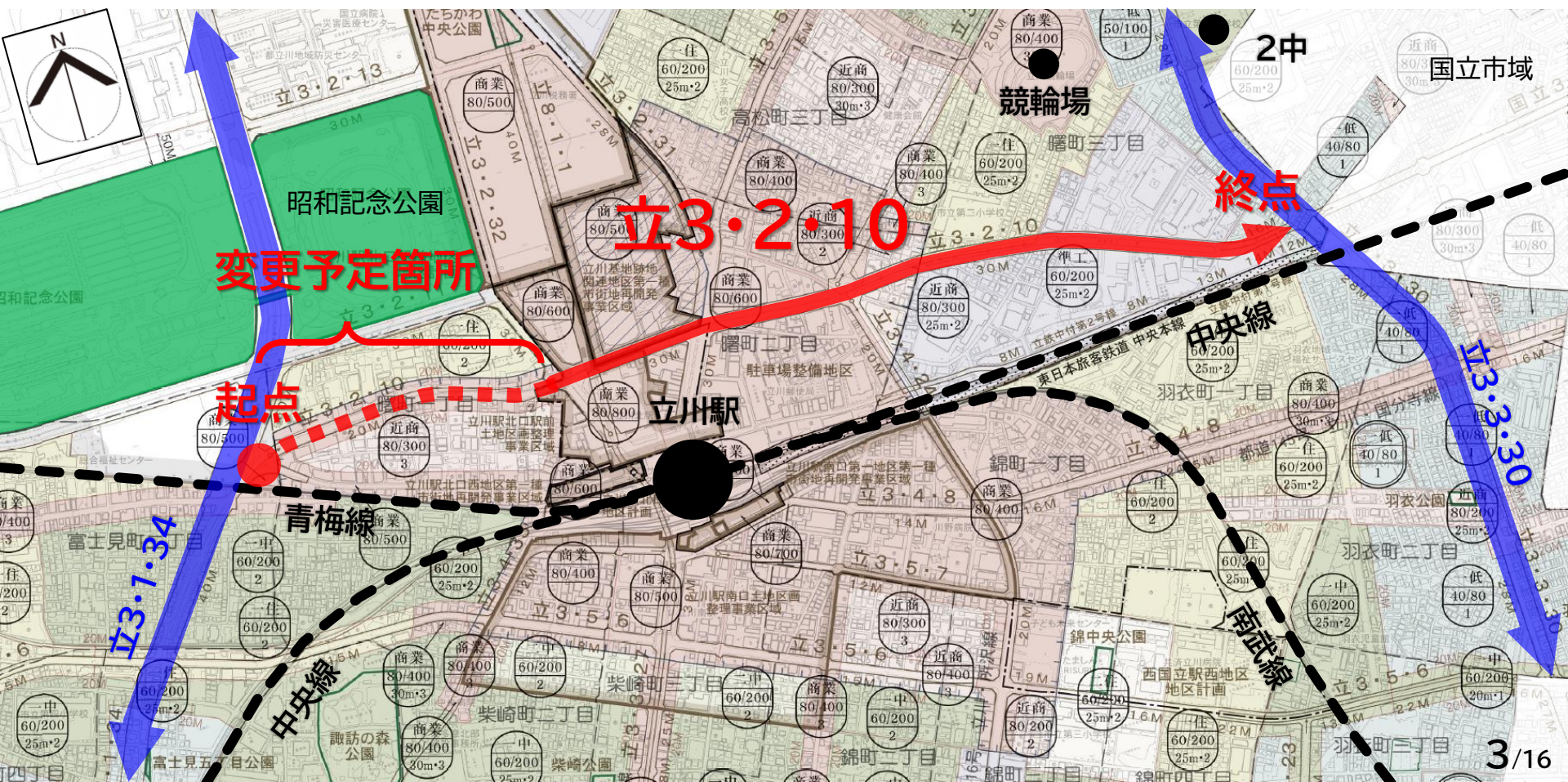
3. 変更素案について

4. 今後のスケジュールについて

都市計画変更予定箇所について

[概要]

- 起点:富士見町2丁目～終点:曙町3丁目(立3・1・34～立3・3・30)
- 延長:約1,910m
- 幅員:16m～30m



1. 都市計画変更予定箇所について
- 2. 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について**
3. 変更素案について
4. 今後のスケジュールについて

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

■ 基本方針の策定について

【都市計画道路をとりまく現状】

- 都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね10年ごとに事業化計画を策定し、優先整備路線の選定により整備を推進する一方で、都市計画道路の必要性を検証のうえ、適宜計画の見直しを実施
- 人口減少・高齢化が進み、道路整備への投資額について大幅な増加は見込めない

【背景】

- 優先整備路線の整備推進により、東京都が策定した「都市づくりのグランドデザイン」の目標時期である2040年代には、都市計画道路ネットワークの約8割が完成
- 一方で、優先整備路線に選定されなかった残る約2割の都市計画道路は、事業着手までに期間を要し、都市計画法による建築制限が更に長期化

策定

令和元年11月 東京都・特別区・26市2町
「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」
優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の検証

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

■ 検討対象

必要性が確認された路線のうち、優先整備路線に選定されなかった路線(延長約535km)

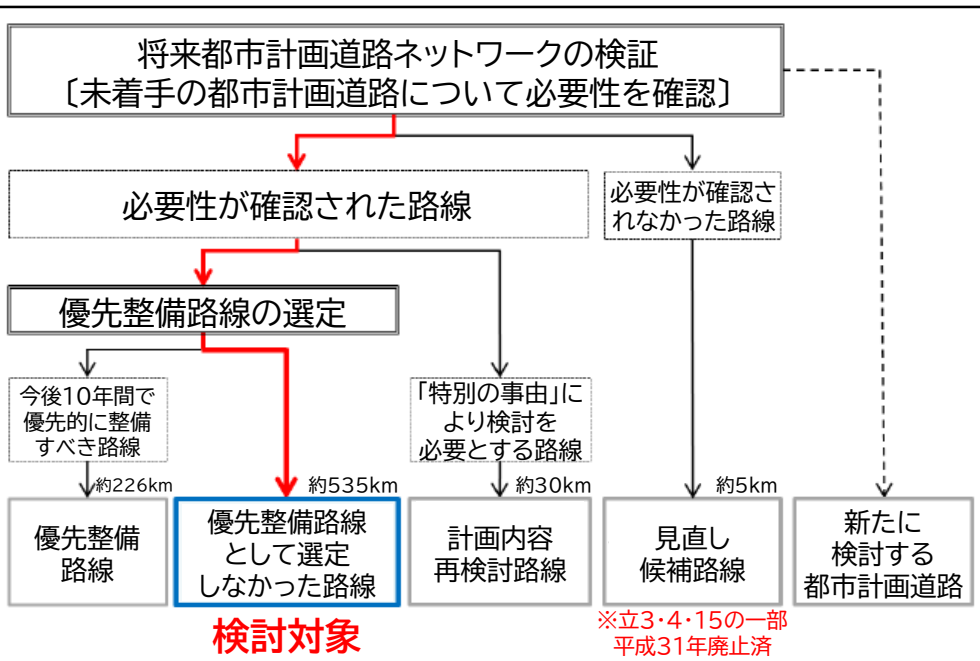


図 本方針における検討対象

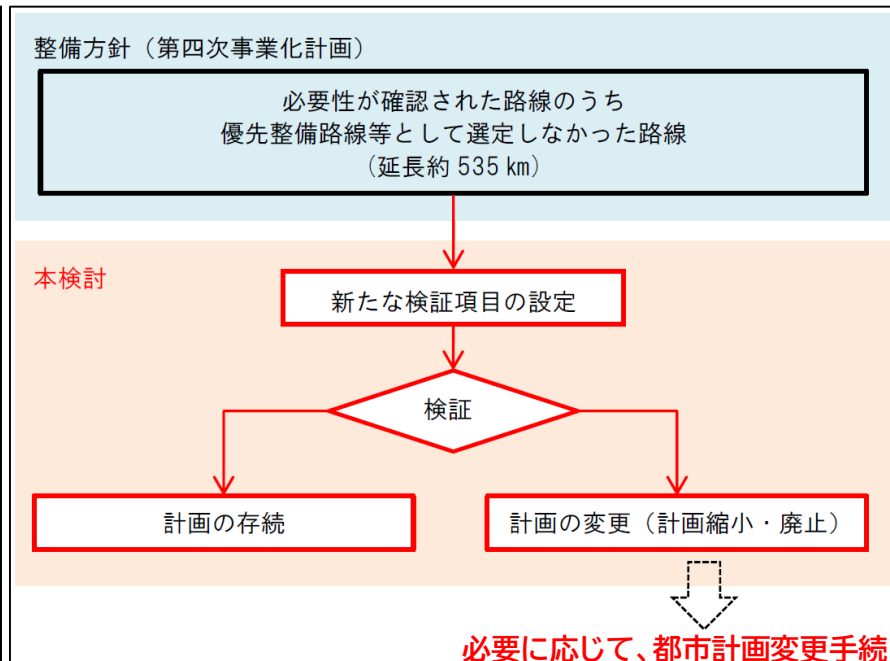


図 本方針の検討フロー

■ 検証項目

- ① 概成道路における拡幅整備の有効性の検証 ← 立3・2・10号線の一部が該当
- ② 交差部の交差方式等の検証
- ③ 計画重複等に関する検証
- ④ 地域的な道路に関する検証

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

■ 「概成道路における拡幅整備の有効性」の検証対象

都市計画道路(事業中または優先整備路線等を除く)のうち、概成道路となっている区間を対象
※概成道路…多摩地域においては、都市計画道路のうち現況幅員8m以上が確保されている道

■ 検証方法

- 道路構造条例等を踏まえ、車道部及び歩道部について現道の評価幅員を設定
- 歩道部及び車道部それぞれの現道幅員がその評価幅員以上の場合「計画変更(現道合わせ)」

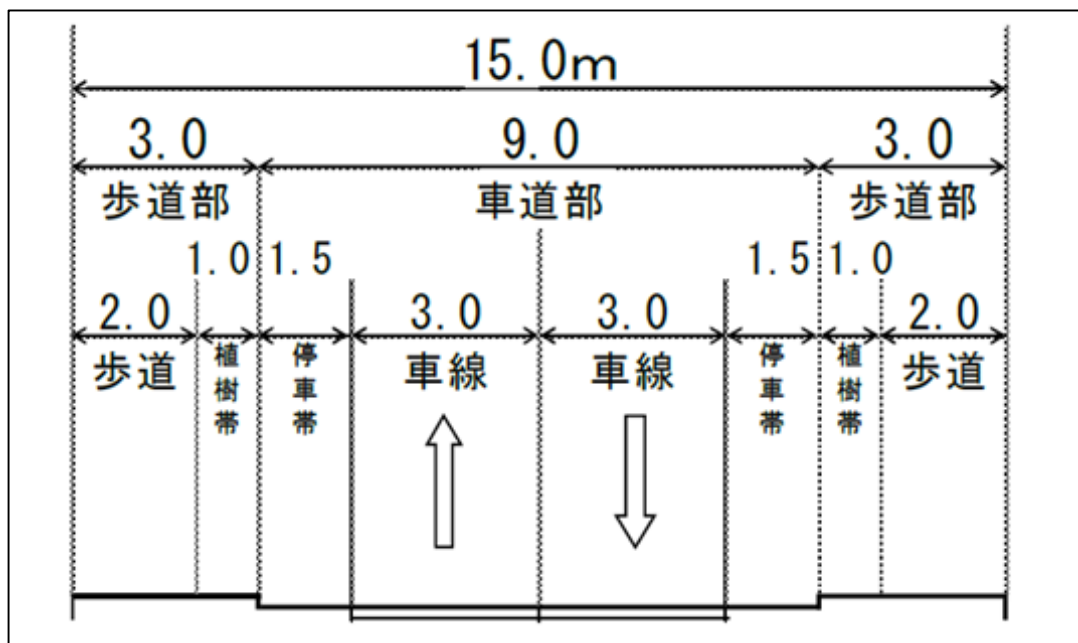
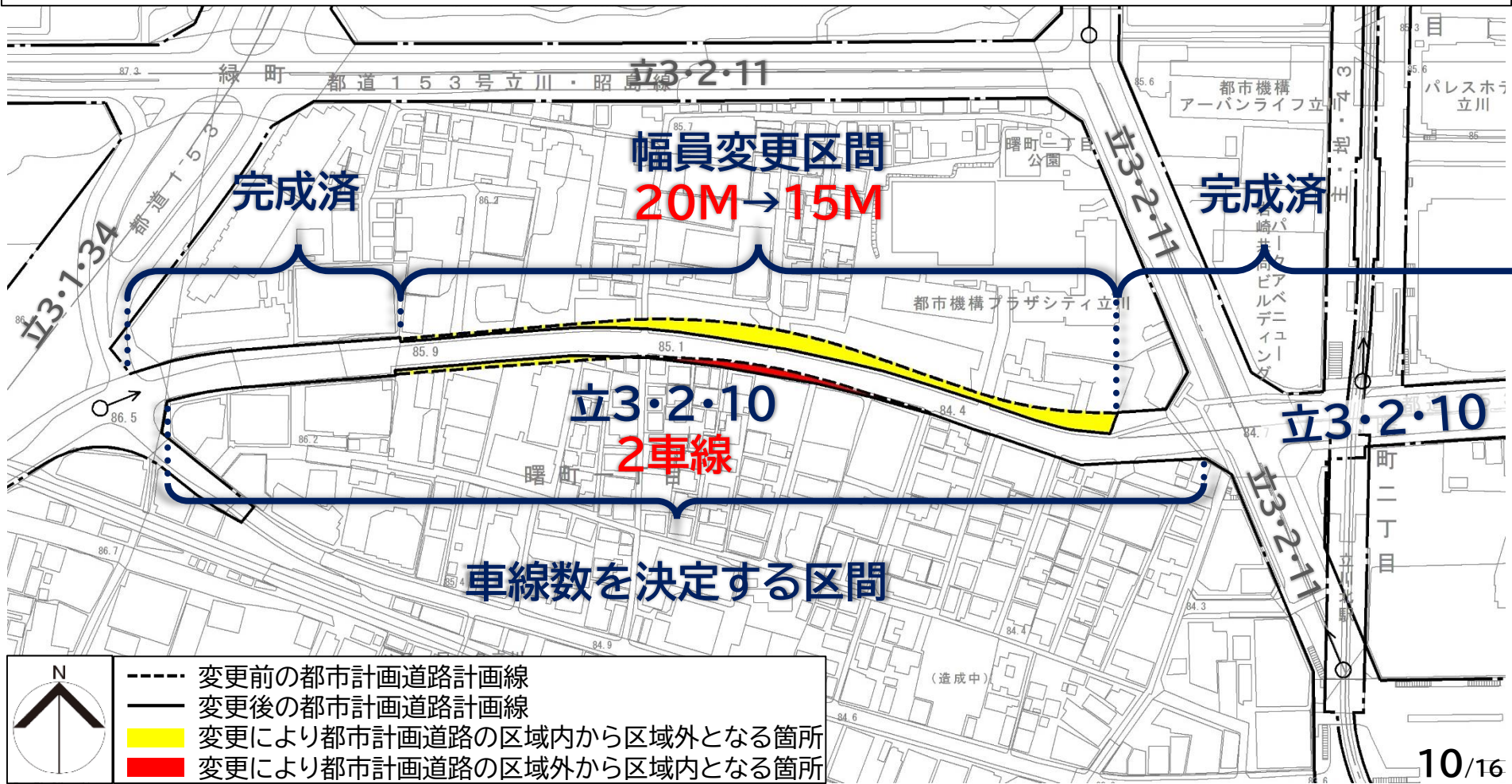


図 往復2車線道路の評価幅員の構成例(歩行者交通量が多くない場合)

1. 都市計画変更予定箇所について
2. 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について
- 3. 変更素案について**
4. 今後のスケジュールについて

変更素案について(都市計画道路)

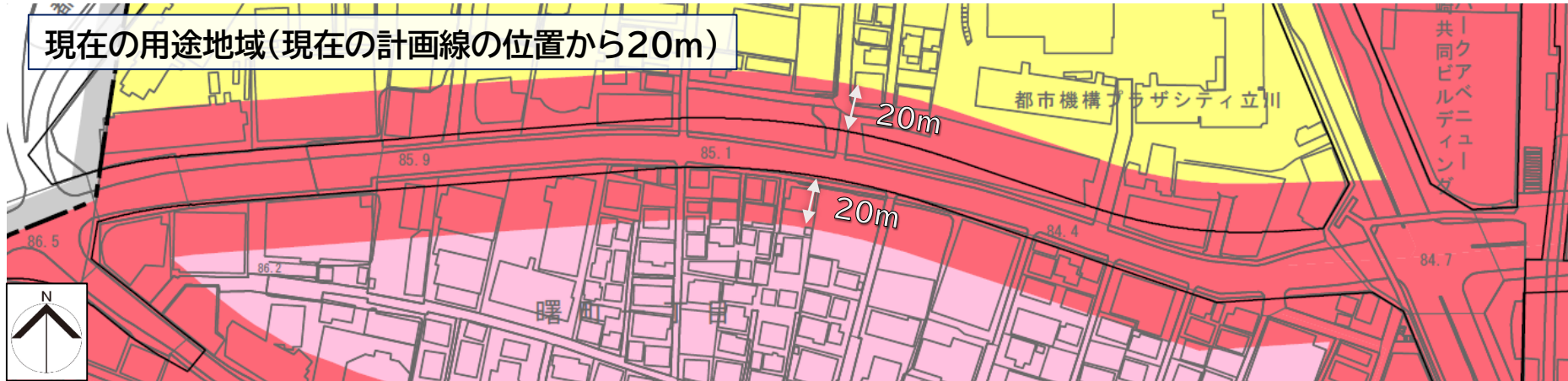
- ① 概成区間について現道合わせの幅員変更
(変更前)幅員20m → (変更後)幅員15m
- ② 一部区間の車線数決定
立3・1・34号線～立3・2・11号線の区間 → 往復2車線



変更素案について(用途地域等)

- 立3・2・10号線沿道の用途地域等(用途地域・高度地区・防火準防火地域・駐車場整備地区)は、立3・2・10号線の「計画線から路線式20m」を境界根拠としている
- 「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」において、「都市計画道路の幅員縮小を行う場合、その変更に合わせて用途地域を変更することを基本」としていることなどを踏まえ、用途地域等についても変更を行う

現在の用途地域(現在の計画線の位置から20m)



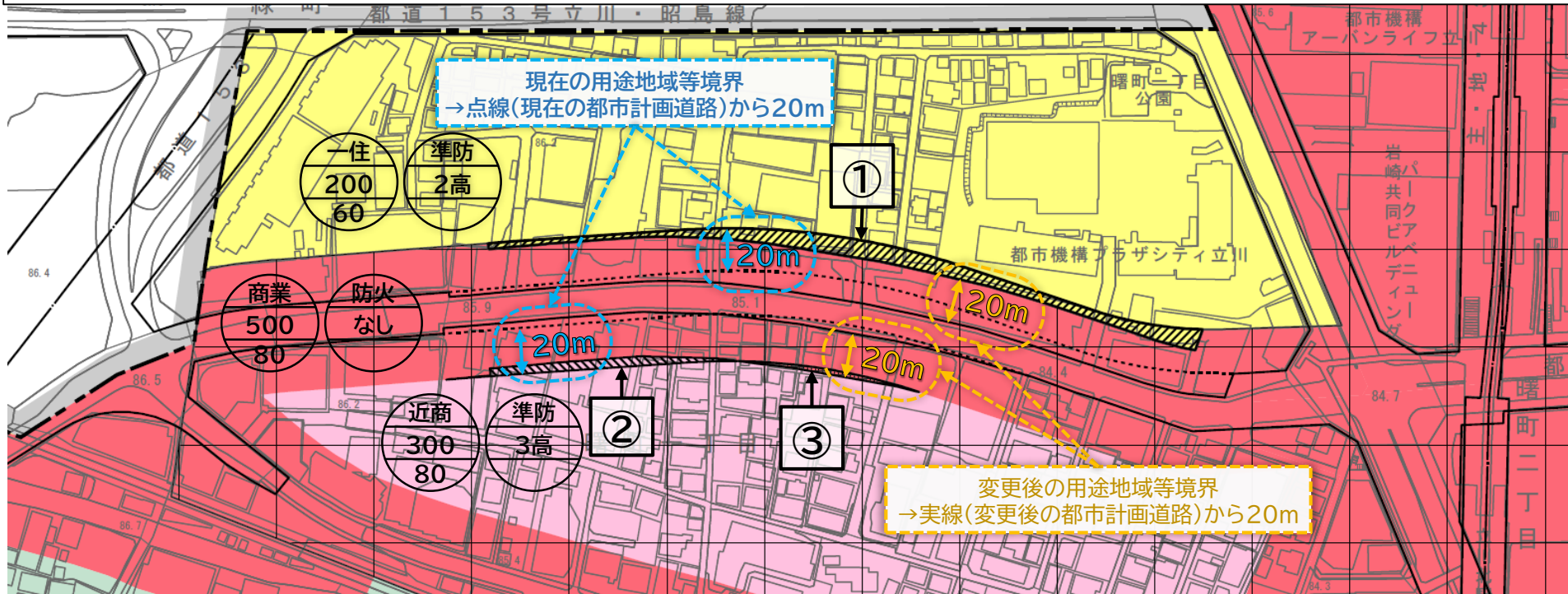
変更後の用途地域(現道の位置から20m)



変更素案について(用途地域等)

■ 変更箇所ごとの変更内容については下表のとおり

※各敷地における建蔽率・容積率が下表のとおりに増減するわけではなく、実際には、法律による様々な規定に基づき、前面道路の幅員など敷地ごとの状況を踏まえて算出



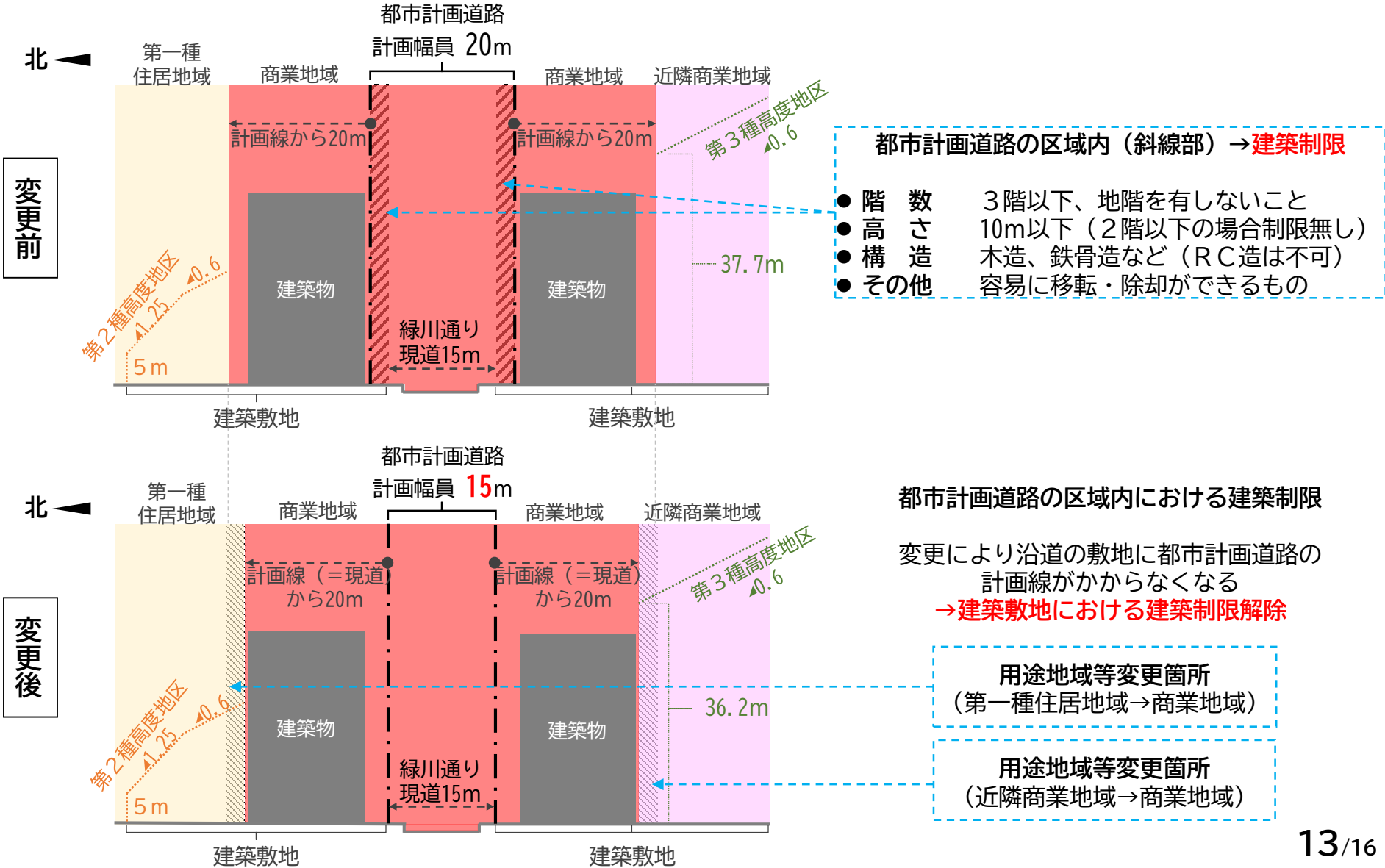
| 変更箇所 | 面積 (ha) | 変更前 | | | | | | | 変更後 | | | | | | |
|------|---------|------|-----|------|------|-------|---------|------|-----|------|------|-------|---------|--|--|
| | | 用途地域 | | | 高度地区 | 防火準防火 | 駐車場整備地区 | 用途地域 | | | 高度地区 | 防火準防火 | 駐車場整備地区 | | |
| | | 用途 | 建蔽率 | 容積率 | | | | 用途 | 建蔽率 | 容積率 | | | | | |
| ① | 0.1 | 商業 | 80% | 500% | なし | 防火 | ○ | 一住 | 60% | 200% | 2種 | 準防火 | × | | |
| ② | 0.0 | 商業 | 80% | 500% | なし | 防火 | ○ | 近商 | 80% | 300% | 3種 | 準防火 | ○ | | |
| ③ | 0.0 | 近商 | 80% | 300% | 3種 | 準防火 | ○ | 商業 | 80% | 500% | なし | 防火 | ○ | | |

| 凡例 | | |
|-----------------------------|---------------------|---------|
| | | |
| 上段:用途地域 中段:容積率 下段:建蔽率 | 上段:防火準防火 中段:高度地区 | 駐車場整備地区 |



変更素案について（変更イメージ）

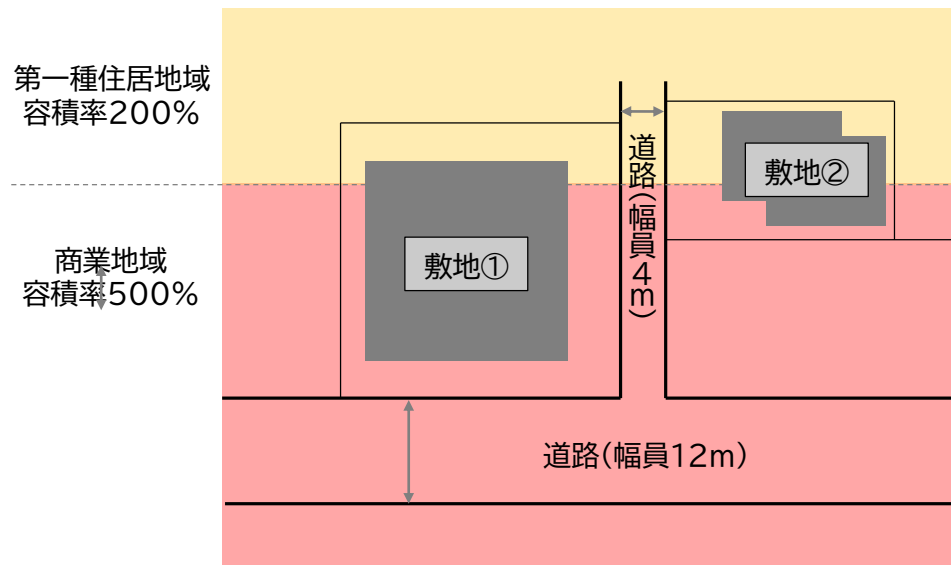
■ 西側からみた断面イメージ



補足：容積率の計算について

- 容積率の具体的な制限については、建築基準法52条により規定
- 容積率は、都市計画に定められた数値のほか、当該敷地の前面道路幅員が12m未満の場合、前面道路の幅員に以下の数値を乗じた数値以下としなければならない
 - 第一種住居地域内：前面道路幅員×0.4
 - 商業地域、近隣商業地域：前面道路幅員×0.6
- 用途地域が複数の地域にまたがる場合はそれぞれの地域の面積に応じて按分（※建蔽率も同様）

■ 容積率の計算例



● 敷地①(前面道路の幅員が12m以上)

敷地面積：1000㎡(商業地域900㎡、第一種住居地域100㎡)

$$500\% \times (900/1000) + 200\% \times (100/1000) \\ = 450\% + 20\% = \underline{470\%}$$

● 敷地②(前面道路の幅員が12m未満)

敷地面積：400㎡(商業地域160㎡、第一種住居地域240㎡)

※前面道路12m未満のため、前面道路幅員による容積率を適用

→商業地域内：4m×0.6×100=240%

→第一種住居地域内：4m×0.4×100=160%

$$240\% \times (160/400) + 160\% \times (240/400) \\ = 96\% + 96\% = \underline{192\%}$$

1. 都市計画変更予定箇所について
2. 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について
3. 変更素案について
4. 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて

R5年度 ← → R6年度

11月15日
11月19日

都市計画法に基づく手続き

素案説明会

意見書の提出(法16条)
都市計画原案の縦覧・公告

東京都知事協議(法19条)

意見書の提出(法17条)
都市計画案の縦覧・公告

都市計画審議会(諮問)

都市計画変更・告示